

修正について(正誤表)

次 第

(修正前) ④(仮称)和泉市こども計画(素案)について → (修正後) ③(仮称)和泉市こども計画(素案)について

(修正前) ⑤その他 → (修正後) ④その他

資料4 (仮称)和泉市こども計画(素案)

【表紙】

(修正前) 和泉市こども計画(素案) → (修正後) (仮称)和泉市こども計画(素案)

【P110～P111】

P121の後に誤って挟み込み

【第6章】

※P118 下線部を訂正

(修正前) 市全体 → (修正後) 北部

② 北部の幼稚園・保育所・認定こども園の確保方策

北部 (単位：人)	令和7年度					令和8年度				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号		
	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳
	教育のみ	保育の 必要性あり	保育の必要性あり			教育のみ	保育の 必要性あり	保育の必要性あり		
利用見込量 ①	161	438	40	127	131	139	401	41	127	144
確保方策計 ②	510	760	83	167	230	510	674	77	158	209
特定教育・保育 (保育所・ 認定こども園)										
市内	460	753	79	138	191	460	667	73	130	171
市外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
円滑化の活用	0	0	0	25	35	0	0	0	24	34
確認を受け ない幼稚園										
市内	50	0	0	0	0	50	0	0	0	0
市外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設 (地域枠)	0	7	4	4	4	0	7	4	4	4
②-①	349	322	43	40	99	371	273	36	31	65

※同様にP119 (修正前) 市全体 → (修正後) 北西部

※同様にP120 (修正前) 市全体 → (修正後) 中部

※同様にP121 (修正前) 市全体 → (修正後) 南部

※以下の項目について見込量・確保方策の単位を追加

P124 ④ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 → (単位:人)

P130 ③ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費補助事業)
→ (単位:人)

P131 ① 子育て世帯訪問支援事業 → (単位:人日)
② 児童育成支援拠点事業 → (単位:人)

P132 ③ 親子関係形成支援事業 → (単位:世帯)

※P132 下線部を追加

■産後ケア事業(延べ人数)

事業の概要	生後 4 か月までの乳児と母親を対象に、産科医療機関等において宿泊や日帰りで授乳指導や育児相談等を行います。
対 象	生後 4 か月までの乳児と母親

※P133 「事業概要」と「対象」を追加

■乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)(月利用時間数)

事業の概要	<p>全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するなど、全ての子育て家庭に対して支援を強化するため、現行の保育所等の対象外となる、専業主婦家庭等を含めた就園していないこどもで0～2歳児を対象に月一定時間(10時間程度)までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付。</p> <p>制度の意義は、こどもにとって、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅で子育てをする世帯のこどもも、家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られること。 ・ こどもの専門的な理解を持つ人からこどもの良いところ等を伝えられるなどにより、保護者はこどもについて新たな気づきを得たりするなど。
対 象	満3歳未満(6カ月～2歳)で保育所等に通っていないこども。